

周防大島町告示第66号

平成29年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成29年5月29日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成29年6月5日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

尾元 武君

新山 玄雄君

中本 博明君

久保 雅己君

小田 貞利君

荒川 政義君

○応招しなかった議員

平成29年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成29年6月5日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成29年6月5日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明並びに病院事業管理者の選任に関する報告
- 日程第4 報告第1号 平成28年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第5 報告第2号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計予算の繰越の報告について
- 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)
- 日程第8 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第9 議案第4号 平成29年度東和総合支所・教育庁舎建築工事の請負契約の締結について
- 日程第10 議案第5号 平成29年度久賀・大島処理区(三蒲)管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明並びに病院事業管理者の選任に関する報告
- 日程第4 報告第1号 平成28年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第5 報告第2号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計予算の繰越の報告について
- 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)

- 日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）
- 日程第8 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第9 議案第4号 平成29年度東和総合支所・教育庁舎建築工事の請負契約の締結について
- 日程第10 議案第5号 平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結について

出席議員（14名）

1番 藤本 淨孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 西川 敏之君	病院事業管理者 ……… 石原 得博君
総務部長 …………… 中村 満男君	産業建設部長 ……… 池元 恭司君
健康福祉部長 ……… 平田 勝宏君	環境生活部長 ……… 佐々木義光君
久賀総合支所長 ……… 藤井 正治君	大島総合支所長 ……… 古崎 敏雄君

東和総合支所長 …………… 山崎 実君 橘総合支所長 …………… 林 輝昭君
会計管理者兼会計課長 …………… 木村 秀俊君
教育次長 …………… 永田 広幸君 病院事業局総務部長 …… 村岡 宏章君
総務課長 …………… 岡本 義雄君 財政課長 …………… 重富 孝雄君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めて、おはようございます。

ただいまから平成29年第1回周防大島町議会臨時会を開会をいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は会議規則第127条の規定により7番、平野和生議員、8番、松井岑雄議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は先ほど開会されました議会運営委員会において、協議の結果、本日1日限りとしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3. 議案説明並びに病院事業管理者の選任に関する報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、議案説明並びに病院事業管理者の選任に関する報告に入ります。

町長より議案説明並びに病院事業管理者の選任に関する報告についての説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、専決処分承認及び工事請負契約の締結について御審議をいただくため、平成29年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、大変議員の皆様方におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案いたしております案件は、報告2件、専決処分の承認を求めることについて3件、工事請負契約の締結について2件であります。

報告第1号は、平成28年度繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、平成28年度公営企業局企業会計予算の繰越につきまして、これを報告するものであります。

議案第1号から議案第3号は、条例の改正に関する専決処分について、議会の承認をお願いするものであります。

議案第1号は、周防大島町税条例の一部改正について、地方税法等の一部改正に伴い、専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、過疎地域自立促進特別措置法等の一部改正に伴い、専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案第3号、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきましても、地方税法の一部を改正する法律等が3月31日に公布されましたことに伴うものでありまして、専決処分書のとおり処理いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

議案第4号は、平成29年度東和総合支所・教育庁舎建築工事につきまして、大字外入の白木産業株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第5号は、平成29年度久賀・大島処理区、これ三蒲でございますが、管路施設整備工事第一工区につきまして、大字森の有限会社木村建設と工事請負契約を締結することにつきまして、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、議案の概要につきまして、御説明を申し上げますが、詳しくは提案の都度、私なり、関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この機会に病院事業管理者の選任につきまして、御報告を申し上げます。

本年5月31日をもって任期満了となりました病院事業管理者の石原得博氏を地方公営企業法第7条の2の規定に基づきまして、6月1日付で再任をいたしましたので御報告をいたします。

これまでの間、町立の3病院をはじめ、2つの介護老人保健施設、大島看護専門学校、訪問看護ステーション、4つの居宅介護支援事業所の運営を2期8年間、管理者としてその重責を務めてこられました。

とりわけ全国的にも医師の確保が厳しい状況が続く中、山口大学医学部教授並びに山口大学大学院医学系研究科教授などの御経験を生かされ、まことに厳しい町立病院の運営や、また、医師の確保に御尽力をいただいているところであります。

今後ますます地域医療を取り巻く環境が厳しくなることが予想される中、山口大学医学部長としての御経験もありまして、また、現在も山口大学医学部の名誉教授でもあるという、そのような御経験豊富な石原氏が最適任であると判断し、引き続き病院事業管理者として周防大島町の医療・介護・福祉に御尽力をいただきたいと再度お願いをしたものでございます。

なお、任期は平成29年6月1日から平成33年5月31日までの4年間でございます。

議員各位におかれましては、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、病院事業管理者の選任について御報告を申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） ここで、選任された病院事業管理者から挨拶をいただきます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） このたび椎木巧町長から引き続き周防大島町病院事業局管理者に任命されました石原得博です。

大変な重責で身の引き締まる思いです。地域医療には依然として厳しい時代ですが、周防大島町では3病院、東和、橘、大島病院、2老健施設、やすらぎ苑、さざなみ苑、大島看護専門学校、訪問看護ステーション、4居宅介護支援事業所及び医療検診事業を健全に運営していくことが病院事業局の使命と考えています。

不採算部門も多く抱えていますが、事業の運営が常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するという法律の趣旨に従ってなされたかどうかについて考えて事業運営に努めてまいりたいと思います。

私の座右の銘は、聖徳太子の「和を以て貴しとなす」と上杉鷹山の「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」で、この精神で周防大島町民の皆さんの医療・介護・福祉の安心安全の確保のために努力をいたしますので、議員の皆さん及び町民の皆さんの御支援、御鞭撻をよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原管理者におかれましては、これからもひとつよろしく願いをいたします。

日程第4. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第4、報告第1号平成28年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号平成28年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告につい

て御説明申し上げます。

去る第1回定例会におきまして御議決いただきました平成28年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、お手元に配布のとおり地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

3ページにございますとおり、一般会計におきまして繰越限度額5億8,426万6,000円に対し5億7,864万9,000円を、また5ページの簡易水道事業特別会計は、8,180万5,000円の繰越限度額に対し同額の8,180万5,000円を、7ページ下水道事業特別会計は、2億2,308万4,000円の限度額に対し同じく2億2,308万4,000円をそれぞれ繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載しておりますので御高覧いただきますようお願いし、報告とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了いたします。

日程第5. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第2号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計予算の繰越の報告について病院事業局の報告を求めます。村岡病院事業局総務部長。失礼しました。石原管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 報告第2号、平成28年度周防大島町公営企業局企業会計予算の繰越の報告について御説明申し上げます。

平成28年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、予算の繰り越しを行いましたので、お手元に配布しておりますとおり、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調製し、御報告いたします。

周防大島町立東和病院資本的支出の建設改良費に計上しておりました周防大島町立東和病院西棟改修工事について、予算計上額6億8,873万8,000円のうち、3億573万5,124円を繰り越しております。

これは工事の着工遅れにより、平成28年度末完成の予定が平成29年6月完成予定と、工期延長となったことによるものです。

平成28年度の支払義務発生額、繰越額に充てる財源等についてはお手元の繰越計算書に記載しておりますとおりですので、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で病院事業局の報告を終了いたします。

日程第6. 議案第1号

日程第7. 議案第2号

日程第8. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第1号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてから、日程第8、議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることまでについての3議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第1号から議案第3号までの専決処分の承認を求める案件につきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第1号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、平成29年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1点目といたしまして、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものであります。

2点目といたしまして、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年延長するものであります。

3点目といたしまして、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明をさせていただきます。

11ページ上段、条例第33条所得割の課税標準についてであります。特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

12ページ中段、条例第34条の9配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除についてであります。第33条の改正に伴う所要の規定の整備をするものであります。

12ページ下段、条例第48条法人の町民税の申告納付、15ページ上段、条例第50条法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきましては、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備をするものであります。

16ページ中段、条例第61条固定資産税の課税標準についてであります。震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定の整備をするものであります。

同じく16ページ中段、条例第63条の2施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の

2第4項及び第5項の規定による補正方法の申出についてであります。居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものであります。

17ページ上段、条例第63条の3法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出についてであります。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備をするものであります。

18ページ中段、条例第74条の2被災住宅用地の申告についてであります。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定をするものであります。

19ページ中段、附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてであります。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

同じく19ページ下段、附則第10条読替規定から、附則第10条の2法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、法律改正にあわせて改正するものであります。

20ページ中段、附則第10条の3新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてであります。耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものであります。

23ページ下段、附則第16条軽自動車税の税率の特例についてであります。軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年延長するものであります。

24ページ下段、附則第16条の2軽自動車税の賦課徴収の特例についてであります。これは法規定の新設にあわせて新設するもので、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものであります。

25ページ下段、附則第16条の3上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についてであります。特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

26ページ中段、附則第17条の2優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてであります。優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

27ページ中段、附則第20条の2特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記

載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものであります。

同じく27ページ下段、附則第20条の3条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についてであります。条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化及び所要の規定の整備をするものであります。

次に、議案第2号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第11号）及び山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成29年総務省令第28号）が平成29年3月31日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの改正点であります。過疎地域内における固定資産税の課税免除の対象となる事業について、情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するものであります。

それでは改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

33ページ上段、第1条趣旨についてであります。これは法律改正にあわせて改正するものでありまして、情報通信技術利用事業を農林水産物等販売業に変更するものであります。

続いて、議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの改正点であります。低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について一部改正するものであり、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをそれぞれ行うこととなっております。

それでは改正内容につきましては、新旧対照表によりまして御説明いたします。

37ページ上段、第23条国民健康保険税の減額についてであります。第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を現行26万5,000円から27万円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を現行48万円から49万円に引き上げるものであります。

以上が議案第1号から議案第3号までの補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回の改正、専決処分ということで地方自治法179条1項の規定によりということなのですが、この179条1項の中で、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないときというのを適用されて、今回、専決処分されたんだと思います。

地方税法等が3月31日、改正が3月31日の公布、4月1日の施行だから、時間的に余裕がないから専決処分したということだと思いますが、それまでに当然、通達等法改正の準備はしているからこそ、今回、4月1日の条例改正ということになったんでありますので、3月31日に極端な話、3月31日に条例改正の議決をとるということは不可能ではないわけでありまして、条例改正の議決というのは、あくまでも議会の議決というものが原則であって、特に税条例の改正とかいうことになりますと、住民の皆さんに大きな負担を与える、負担というか影響を与えることなんで、議会に諮るのが基本であるというふうに思いますが、その辺のこの時間的余裕がなかったということの具体的な理由と言いますかね、それをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 当然、条例改正というものは、議会の御議決をいただくのが筋でございますが、地方税法の改正等の情報がなかなか入手できなかったというところがございまして、3月の定例会終了までにおいてもなかなかそこが整理できていなかった。その後に整理できて、ただこれが4月1日の施行ということになりますので、申し訳ないですけども、専決という形をとらしていただいたわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 現実問題として、4月1日には改正条例が施行されているわけですから、専決処分するにしてもこの6月というのはあまりにも時間がたち過ぎているんじゃないかなと、4月1日以降、速やかにこの臨時議会を開いて専決処分の報告、承認をするべきではなかったかなと思いますが、その6月に、今回きょうになったという理由があれば、御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 専決をされた議案につきましては、次の議会においてその報告をし、承認を求めるというふうになっております。ですので、専決の承認を求めただけに議会を招

集ということは、考えられないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 専決のための議会が開催できないにしても、条例改正というのは非常に、さっきも言いましたけど、住民の皆さんに大きく影響することなんで、改正条例の情報ぐらいは議会なり議員に出して、情報提供として4月1日制定時に速やかに知らせるべきではないかと、この6月になってはじめて4月1日の条例改正があったんですよというのを知るようなことでは、住民の皆さんにも説明ができませんので、その辺そういう情報提供なりをフォローする必要があると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの言われていることはわかるんですけども、手続としては、この次の議会と言いますか、臨時議会が招集されるようになって、その機会にこの専決をした議案を報告させていただいて御決議いただくというその流れについては間違いはないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 田中議員と同趣旨の続きの質疑になりますが、専決処分というのは議決権の例外であるし、租税法定主義というところから言ってもやっぱり例外的な措置であるべきだと思うんです。例えば、条例をつくるときの技術として遡及効を持たせる、附則などで遡及効を持たせて、4月1日から事実上はそれを施行していくというやり方というのはとれないものなのかどうかをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議会を招集していただくということについて、直ちにできなかった場合に、4月1日からの適用する条文でございますので、それを後日、議会にお諮りして遡及適用をするということになりますと、課税とかしていく作業が、問題がいくつか、できなくなるというふうに思います。ですから、4月1日に専決させていただいて、4月1日から課税するにあたって、その改正条例を通じてやっていくというふうになるかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、実際の課税事務が不都合になるということで専決できないとできないと、そういうことになるわけですか。課税事務がこの臨時議会の議決、専決ではなくて遡及効を持たせた議決でやるとして、それまでの課税事務が不都合が起らなければ、今、部長がおっしゃったものはクリアできるような気がしますが、その辺はいかがですか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 納付書をふるわけでございます。納付書というのは早い時期にふり

ます。例えば6月の、今回臨時がなかった場合に、6月の定例会で議決をいただくというふうになりますと、遡及適用する場合であれば、それまでは当然、条例の効力はないわけですから、発生しないわけですから、当然、その課税の作業はできないというふうに思います。そういうことで遡及適用ではなくて、専決と言いますか、4月1日の施行というふうに適用も含めて持っていきたいというところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第2号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第9 議案第4号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第4号平成29年度東和総合支所・教育庁舎建築工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第4号平成29年度東和総合支所・教育庁舎建築工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本案は、去る5月11日、7社による指名競争入札の結果、周防大島町大字外入の白木産業株式会社が1億950万円で落札をいたしました。その落札価格に消費税の額を加えた1億1,826万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事請負契約の内容につきましては、東和総合センターの南側に軽量鉄骨造りの2階建ての庁舎を建設し、1階を東和総合支所、2階を教育委員会とするものであり、建物の延べ床面積は647.5平方メートルであります。また、外構工事として駐車場の整備等を行います。

参考までに、工事の完成期日は平成30年1月31日を予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 4点ほどお尋ねをいたします。

まず、計画についてですが、東和総合支所、それから教育委員会が入るという予定という御説明でしたけど、これは教育委員会、いまある東和総合センターの教育委員会がそのまま入るといふことでよろしいのでしょうか。

それから2番目、入札結果についてなんですけど、これ低入札価格調査の結果、落札決定というふうになっておりますけど、今回の入札におけます調査基準価格と判断基準額というものがある

と思いますので、その算定根拠について具体的な数値をもって御説明をいただきたいと。

それから3つ目ですが、工事内容につきまして、ちょっと軽量鉄骨ということだけは御説明がありましたけど、具体的に工事費の工種別内訳金額とか、例えば、大まかなところでいいんですけど、仮設工法が幾らとか基礎工事が幾らになるというようなところを御説明ください。

それから4つ目、基礎工事についてなんですけど、埋め立て地でもありますので、杭基礎が想定されるんじゃないかなと思いますけれど、その辺の基礎工事と地盤調査をされているんじゃないかと思いますので、その地質調査の箇所数、それから調査結果の概要について少し詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員からの御質問でございますが、まず1点、計画について教育委員会がそのまま入ることになった経緯というところでございますけれども、平成26年度に教育委員会の中の社会教育課を再編するという検討のほうを始めまして、27年度より本課のある東和総合センターと3公民館に分散している業務のうち、貸館業務及び定例業務以外を本館に集約するという組織再編を行いまして、平成30年度をめどに東和総合センターの中に教育委員会の正職員を引き上げて、そのかわりに嘱託職員なり、再任用職員を配置する計画をしておるところで、実際に、30年に入りまして全ての職員が東和総合センターに入るとなれば、総合センターの中で、入る過程におきまして、1点、従来から東和総合支所が非常に手狭であるということもございまして、当初は東和総合センター自体の改修を予定をしておりましたが、こちらにつきましては、東和総合センターの改修が難しいということで、昨年度行いました調査の中で、建物を西側に増築するなどいろいろ検討した結果、経済的な効果を考えまして、社会教育課の職員は総合センターの中に残しまして、先ほど副町長のほうが御説明させていただきましたが、庁舎の南側に新しく庁舎を建設いたしまして、1階には東和総合支所、2階には総務課と学校教育課を置くことが一番よいという判断をしたところでございます。

あと2点目は、ちょっと契約監理課のほうにお願いをさせていただきまして、工事の内容について軽量鉄骨等の工種別についてというところでございますが、（発言する者あり）工種別には直接工事費かつ直接の仮設工事から、また外構工事までという形でそれぞれございますけれども、現段階は仮契約の段階でございまして、この直接工事費の中の金額等について、あるいはその内容についてはちょっと、情報公開につながる回答につきましては、控えさせていただきたいと考えておりますが、どうぞ御了承いただければと思っております。

3点目の基礎工事についてでございますけれども、基礎工事につきましては、御存じのように庁舎建設予定地が埋め立て地であるということから、軟弱地盤の支持力を増して浮沈化を抑える対策、また液状化対策が必要であるということから、今回の工事では基礎部分に地盤置換工法とい

う工法を採用しているところがございます。地盤改良工法というものの内容につきましては、建物の下の土砂を取り除いて、そこに発泡ポリスチレンというEPSというものであるようにございますが、それを敷き詰めることによって地盤と建物のバランスを調整しまして、建物を浮沈化沈下、建物の沈下だけでなく、また振動や地震、液状化にも高い効果がある工法となっております。この内容につきましては、昨年度ボーリング調査のほうを実施しておるわけですが、その中で杭基礎と今回の地盤置換工法を検討いたしておりますけれども、コスト面、安全面におきましても、今回の地盤置換工法がベストだという判断をいたしまして、今回の工法を採用しておるところでございます。

以上です。（発言する者あり）地質調査の箇所数につきましては、ちょっと調べさせていただいてと思います。ちょっとお時間いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 調査基準価格の設定ということでございます。低入札価格調査を行う基準となる価格につきましては、直接工事費の100%、共通仮設費の90%、現場管理費の80%、一般管理費の70%をそれぞれ加えた価格を調査基準価格としております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 最初の計画についてなんですけど、だから東和総合支所と社会教育課が入ると、ごめんなさい、社会教育課は今の東和総合センターのままそこにおいて、総務課と学校教育課と東和総合支所が新しい庁舎に入るということでよろしいんですかね、はい。社会教育課の再編ということも今回の庁舎、単純に考えて、社会教育課が分離するというのはちょっと住民サービスとか行政事務効率化の面でちょっと好ましくないんじゃないかなとは思いますが、社会教育課の再編で正職員が、今度、社会教育課本庁に増えるから東和総合センターでは賄えないということであれば、そこまで考えるのであれば、何も東和にこだわることはなくて、教育委員会自体をどこかのほかの空き施設を利用して別の場所に置くとか、そういったことも検討されるべきじゃないかと思えますけど、その辺の検討も踏まえて、もうそこに東和総合センターと新しい庁舎を併用するという方法しかないのかどうか、その辺をちょっともう少し詳しく御説明ください。

それと2番目の入札結果についてなんですけど、調査基準価格、今回、この1億950万で落札価格というのは、予定価格の75%程度になりますけど、この25%の低い金額で契約するのであれば、落札した企業は、非常に、今後、この差額を埋めるために相当の企業努力が必要ではないかと思えますけど、間違ってもこの差額が工事の内容に反映されるというようなことがあっては、要するに質が低下するというようなことがあってはならないんですけど、町としてその工事を設計どおりに、設計どおりというか、設計を現場に確実に履行させるための体制をどのよ

うに考えておられるのか、その辺を御説明ください。

それと3番目の工事内容、これは金額は説明できないということなんですけど、でしたら今の軽量鉄骨の本体工のもう少し詳しい、どんな工法というか構造になるのか、その辺をちょっと説明していただかないとちょっとイメージがつかめないんですけど、お願いいたします。

それから4つ目の基礎工事のどこなんですけど、杭ではなくて地盤置換工法、EPS工法で杭よりもコスト安全面でメリットがあると、優位であるということなんですけど、その優位であるというもちろん経済比較もあると思いますけど、その辺の結果を具体的な金額等で、杭なら幾ら地盤置換工法なら幾らというふうに、で地盤置換工法を採用したんですよと、ほかにもメリットはあると思います。そこを数値で示していただきたいというのと、さっきこの地盤置換工法だったら、軟弱地盤・液状化対策について効果があるんですよというふうに言われ説明がありましたけど、そこはやっぱりイメージ、言葉ではなくて具体的な、例えば液状化の安全率とか円弧すべりの安定計算、その安全率は幾らかというような具体的な数値で示せない、単に安全ですよと言っただけじゃちょっと説明が足りないと思いますので、その辺の補足をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 1点の庁舎の中に再編ということですが、こちらにつきましては行政改革の一環といいますか、そういったところの効率化でないかということをお考えしております。

ちょっと2点目を飛ばしまして3点目の工事内容ということですが、軽量鉄骨等2階建てということでございますが、済いません、屋根構造とかその辺については、ちょっと後ほど資料をそろえましてお答えさせていただこうと思います。

先ほどの1点戻りますが、基礎調査の軽量鉄骨造の段階で何カ所地質調査をしたかという点につきましては、1カ所での地質調査でございます。

そして、基礎工と地盤改良工法との価格差ということでございますが、設計段階で諸費用含めた全ての形でございますけれども、杭基礎の場合が約2億5,500万円、あと地盤改良工法で2億1,600万円強ということで単純な価格差では約4,000万円の価格差があるというところでございます。安全性というところでございますけれども、ちょっとそこまでの知識が持っていないけれども、総合的に判断しまして、杭工法と地盤改良工法では少なくとも約4,000万円の差があるということで十分な優位性があるというところで具体的な、先ほど地盤支持力計算とか円弧すべりというような話がございましたが、こちらについては、また、私どものほうで資料を閲覧をいただくというような形で答弁にかえさせていただければと思いますが、よろしゅうございませうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 東和総合支所と教育庁舎の建設が今の東和総合センターの南側に決定するまでには、いろいろその経緯をたどって、内部ではいろいろ検討いたしております。今の分散型の庁舎がずっと合併以後、続いておるわけでございますが、そこで今の教育委員会庁舎が大変手狭になっておる、これは実は、もともと本来、庁舎ではない総合センター、文化センターとか公民館とかそういう施設の中に無理やり教育委員会を全て入れ込んだというふうな状況でございます、実はその教育長室なんぞはもともと本来、事務室ではないところをそのように使っておったりというようなこともありまして、それで、いずれ教育委員会のというふうに思っておりましたが、検討はいろいろ行ってまいりましたが、やはり社会教育課も全て入れて、教育委員会の庁舎を建てるということになると規模も当然大きくなります。そして、さらにまた東和総合支所が今、星野哲郎記念館に間借りをしていると言ったらおかしいですが、そのような状況で大変このような手狭になっておるということでございます、例えば、教育庁舎を別の場所に建てるということも検討いたしました。

例えば、日良居地区にあります旧県の保健所跡地のあたりをというふうなことも考えました。また、久賀地区にどうかということも考えました。いろいろ考えたわけですが、やはりそうすると、またさらに東和総合支所の庁舎は、また当然、何らかの形にしなければならないというふうなこともございまして、そしてまた、社会教育課が東和総合センターにいるということは、例えば、東和陸上競技場とか周防大島町の体育館とか周防大島町の陸上競技場とかそういう施設の管理面からいっても東和におることが優勢であるということで、そのような結果、東和総合支所と教育庁舎を一緒に合築しようという、検討の結果なったわけでございます。それで、当然ながら、社会教育課も一緒に入る庁舎をつくると、それは教育委員会とすれば、一元的に管理できるということもあると思いますが、せっかく東和総合センターの中に社会教育課が入るぐらいのスペースは、当然、事務室的にあるわけでございますんでそれは残して、そして、できるだけ経費をかけないという方法を優先したということございまして、教育委員会の総務課と教育委員会の学校教育課、そして教育長室等々、それと1階を東和総合支所に合築しようというふうな形ございまして、1つ言えば、やはりあまり経費をかけたくない、できるだけ経費を安価で抑えたいということの結果で、その検討の結果がそういうことになったということでございますんで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 失礼します。先ほどの液状化の安全率という点が御指摘があったかと思いますが、ちょっと専門的な説明、うまく説明ができませんけれども、ちょっと資料のほう見つけましたので御報告させていただければと思います。

今回採用しております地盤置換工法は、構造計算書におきまして、万一、液状化が起きても被

だきたい。

それともう1つ、プレハブという言葉が出ていましたけど、要するに、この本体工事はプレハブということなのかと思いますけど、そのプレハブはどういうふうに決定されたのか。経済比較であれば、3社見積りとかをとったのかなと思いますけど。その辺について、いずれにしてもその決定したプレハブの本体工、これがメーカーの商品を据えるということになると思いますので、その辺の保証はあるのかということと、さっきの地盤改良工法についても同じことですが、このEPS工法というのが説明では安全であると。当然、そうなんです。計算上も当然安全なんだろうけど、その辺の安定性とか信頼性、耐久性とかについての、このメーカーの保証というのはあるのかどうか、その辺を御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 失礼します。軽量鉄骨を選択した理由の部分につきましては、建物重量が軽くて、工事費が安価あるいは工期が短いという利点があるというところで、設計段階におきまして、2社で比較をして1業者のほうを選んだという形のことを聞いております。

あと、メーカー保証についてでございますが、10年保証になっておるということをお聞きしております。

今回のプレハブの安全性ということでございますが、地盤工法についてどうなのかという点での御指摘であろうかと思いますが、この地盤改良工法、具体的には1メーカーの工法ということになります。今回、採用されております工法につきましては、1985年に土木技術として導入されておまして、財団法人の日本建築センターの建築技術証明書も取得しておると。また、国土交通省の工事における新技術情報提供システムにおきましても登録をされておるということで、こちらの安全であるというところについては、私どももそれを信頼してこの工法を採用したというところがございます。どうぞ御理解をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 特にこの建築につきましては、当然、町の職員の中にそういう高度な建築に対する能力を有しておる職員というのがほとんどいないという現状でございます。反対に言えば、また事業が、ずっと建築を担当する職員が仮におったとしても、建築事業がずっとあるというわけではございませんし、そういうこともありまして町の中には、例えば1級建築士だとか構造計算がちゃんとできるとかチェックができるというような職員はあまりいないというのが現状でございます。そういう中で設計、そしてまた監理等について設計事務所に委託するというところがございます。そのようなことでございますので、当然私どもはその、設計事務所を集めて指名して設計を、設計というのは当然、先ほどからいろいろ工法等が出ておりますが、工法を検討するとか、例えば基本設計は、今、実績を行っていくということ、まず、当然委託をし、設計

事務所にその設計をお願いする。そしてまた、できたもので入札した後に今度は施工がきちんといけるかということ監理する、この能力も当然、町の職員にそういう工事を監理する能力がある職員というのが、当然いけませんので、それをまた今度は設計事務所に監理を委託するというところでございますので、当然のことながらその設計事務所を指名し、そしてまた入札をするわけですから、その段階でその能力のある設計事務所を指名しているわけでございます。その中で競争入札をし、設計事務所を決定しているわけでございますから、当然のことながら設計事務所を信頼するということになるわけでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号平成29年度東和総合支所・教育庁舎建築工事の請負契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩をします。

午前10時39分休憩

.....

午前10時51分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第5号平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第5号平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結につきまして、補足説明をいたします。

本案は、去る5月11日に、12社による指名競争入札の結果、周防大島町大字森890番地の有限会社木村建設が、1億2,512万6,400円で落札いたしました。その落札価格に消費税の額を加えた1億3,513万6,512円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要につきましては、参考資料にお示ししているとおり、町道平床岩磯線と町道大寿賀横田線の交差点から三蒲漁港東浜地区入り口付近までの495メートルの区間において、推進工488.5メートル、開削工447.9メートルにより、下水道管の布設を施工するものでございます。

なお、参考までに、工期は契約の日の翌日から平成29年12月20日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 指名が12社で、そのうち3社が無効、あと全部辞退ということで、結果的に1社で入札ということになっていることについて伺います。これをちょっと見ただけで、大変珍しいケースのように私は思うんですが、その辺についてどうなのか、これはよくあることなのか、伺いたいと思います。

この無効の3社について、その無効の原因をそれぞれについてお伺いします。周防大島町建設工事等競争入札心得（郵便入札）というものの中に入札の無効というのがあるって、11項目の無効理由というのがあります。これとは別に、やっぱり周防大島町のホームページの中に、入札の無効についてというのがあるって、これには13項目の無効の原因があるんですが、さっき伺ったら、これ以外には無効の原因というものはないということなんですが、この中の無効の原因について、それぞれの無効の原因についてお答えください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） この制度でいくと、1社だけ残って、そこが落札というのはなかなかないものだと、今回はまれな形だろうと思います。

それで、無効の理由でございますが、3社とも無効の理由は同じものでございます。

入札をされまして調査基準価格というものがございまして。調査基準価格をまたそれに92%ですか、98%を掛けて判断基準額としておりますが、この判断基準額を下回った入札については無効というふうになっております。3社とも、これが理由でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この予定価格以外にそういう計算方法があるということのようですが、これはこの取り決め、心得ですか、心得で言えば何項目めにあたるわけでしょうか。

それから辞退の8業者ですが、この辞退の原因というのは様式2号で、辞退届の様式の中には

辞退の理由は書かないようになっているので、そちらでは把握していないとお答えになるでしょうけれども、しかし、この順番、右のページの木村建設以下の順番でいくと、先ほど部長がおっしゃった無効になった原因以下の業者、入札価格的にも以下の業者ということになるわけでしょうから、辞退というのは、それに呼応したといいますか、関連したというか、そういうもので辞退したんではないかというふうにも考えられるんですが、それはどういうふうにお考え、辞退の届が出されたというのはどういうふうにお考えなのか伺います。

それと3つ目には、結果的にこういうふうに1社で入札した結果になったということは、やはり指名競争入札、競争性を持たせて契約をする、落札をするという、その契約の大事な柱が阻害されたことになると思うのですが、それはどういうふうにお考えでしょうか。例えば、結果的に1社になった理由の中に、今、部長が説明されたそういう一定の基準に合致しなかったということで、その基準そのものが見直されるべきものじゃったんじゃないかと。それによって、この競争性が失われてしまったということはお考えにならないのか、その辺は町長として、どういうふうにご指名競争入札であるにもかかわらず、結果的にその競争性が失われた結果の契約になったということについては、どういうふうにお考えなのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、無効の理由といたしますか、これは低入札価格に関する事務取扱というものに規定される、これに基づいて無効というふうになっております。

それと、辞退の理由でございますけれども、これは都合により辞退ということ、それ以上のものは私どもは把握はしておりません。

それと、競争性につきましてですが、決してこの総合評価方式が競争性を欠くものであるというふうには思っておりません。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、この無効の原因といたしますか、理由についてはホームページ、それから心得以外に取り決めがあるというふうになりますけれども、それは、この業者の方たちには示していることなんでしょうか。その上でこういう結果になっているのかどうか、その辺を伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 業者は承知しております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回の入札結果について、これはホームページで公表されている総合評価入札方式に関する評価調書というものがあまして、これによる入札結果を見ますと、落札業者以外の無効の業者はそれぞれ15万円から20万円の差で無効に、差でというか差があ

ったために判断基準額をですかね、その低入札価格の判断基準を下回るために無効となったというふうに受けとめておりますが、その入札調査基準価格と判断基準額を定めた低入札価格調査制度というものがあまして、これがことしの4月1日付で改定されているわけですが、改定されたことによって直接工事費、調査基準価格の算定における直接工事費に対する割合が変わっておりますが、ここを改正された理由をちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 県に準じたものになっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 県に準じたということは、県の基準で昨年度までは95%だったものが今回100%に県の基準も変わっているということですが、この5%の差というもので判断基準額が400万円ぐらい、今回のケースで言えば400万円ぐらい上がったということになりまして、それはそのときの基準ですから、それは公平性は保たれていると思いますけど、例えば、昨年度の95%の基準で言えば、この無効になった3社も当然同じ舞台で評価されるべきものだったということで、総合評価のもととの趣旨は、価格だけではなくて品質に対する期待、期待というかその効果も含めて総合的に評価しようというものなんで、その20万円、15万円から20万円の差で、その評価される舞台にも乗れない、非常にこの基準の改正というようなものがシビアなものになってくると思いますけど、そういったことを考えると、その5%の改正というものを今回変えて、全くその15万円低い価格であるからその品質に対する効果が期待できないというのは、もともとの総合評価落札制度を導入した趣旨と矛盾するんじゃないかなというふうに思います。その辺のことも含めてこの制度改正、もちろんその地方自治体独自で改定していくもので、県の基準に準じなければいけない、県が改正したから町も改正しなきゃいけないというものじゃないんで、その辺の町の制度導入の趣旨と合わせて、やっぱり客観性とか透明性を高めるための第三者機関を設けて、客観的に、単に県が変えたからというんじゃないで、95%を100%に変えるという、そこの論理的根拠を説明できるようにしてもらわないと、この制度への理解も深まらないというふうに思っておりますが、その辺の、例えば入札監視委員会とか、この制度のあり方とか、低入札価格調査というもののあり方も含めて、その辺の検証をする第三者機関の設置というものが必要ではないかなというふうに思っておりますが、その辺についてお考えがあれば、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 総合評価方式を含めて非常にこの制度がシビアな入札制度に今なっております。御存じのように、指名競争入札の中でも極端に言えば、1円とか10円とか100円とか1,000円とかの差で、落札、不落札が決まっているというふうな、ものすごく

精度の高い見積もりをしなければ落札に至らないという状況が続いております。

今回のこれは総合評価方式であります。総合評価方式の調査基準さらには、その判断基準はそのパーセンテージで判断基準を下回った場合は無効となるというこの制度自体は、ここに指名されておる業者さんは全て十分な理解が進んでおると思っております。

そして先ほどから、その制度が改正されたということでございますが、県に準じてということでございますが、実は、これは業者にとっては落札額が上がるというほうに働いておる制度でございます。ですから、業者さんにとってはむしろ、早く県に準じていただきたいというのが業者のほうからの、県に対して、まず、協会自体がこの基準を上げてくれ。県はそれによってできましたら、当然町内の業者さんも県の工事に入る業者もたくさんおるわけでございますから、県はここまでやっていただいちよるんじゃから、ぜひとも早く町も県に準じてほしいということは、ずっとあるわけでございます。ですから、この判断基準はパーセンテージですが、これらは全て十分な理解を進めて、進んでおる中での入札制度だというふうに思っております。

そこで、先ほど言いましたように、ものすごく精度の高い見積もりを行わないと競争に勝てないという状況でございます。例えば、安かったら安かったでというか、予定価格より低ければ低いほど、当然、落札の可能性は高いということになります。今度は反対に、ある基準以下になると無効になるということでございますから、本当にその基準の額すれすれをきちんと精査して見積もりをしなければならないということでございます。そういうことですから、当然、無効がどんどん出てくるということも、それはそれぞれの業者さんの見積もり精度のことによるということだろうと思っております。今、質問がありましたような入札を、この制度についてもっと第三者機関で議論をしてはどうかということございましたが、制度自体は、ものすごくこれはもう理解がずっと進んでおって成熟しておるというふうに私は思っております。ただ、すごくチキンレースというふうな状況が続いておる、これ自体は私どものほうでどうこうするちゅうことじゃなくて、制度自体がそういう制度になってきておるということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

それともう1つ辞退のことでございますが、辞退自体は、どのような理由で辞退をされても、次の指名とか次の工事に影響を及ぼさないというのが方針でございますので、例えば今、手持ちの工事が多から入札参加しない、辞退をするということもあると思っております。いろいろな要素があると思っておりますので、この辞退の内容については、それぞれの指名業者さんの判断であろうというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 業者からの要望は要望として、やはり行政としての公共性というものをはきちつと担保というか、保たなければいけないと思っておりますので、そういった総合評

価制度を導入したという趣旨をきちっとわきまえてというか、実現できるように取り組んでいただきたいと思いますけど、ちょっと補足というか、説明をもう2点ほどお願いしたいんですが。この低入札価格調査結果は、低入札価格に関する事務取扱規程の8条によれば、結果は、低入札価格であって問題ないよという結果は、町の指名審査会に報告するものとするというふうになっておりますが、その調査結果をどういうふうな形で報告をされたのか、いつ、どのような形で報告されたのか、議事録等はあるのか、その辺を御答弁をお願いいたします。

それともう1点、工法についてですけど、図面がついておりますが、これはこの図面で言うと、下の東浜北から東浜南への管路、本管を布設するにあたってこの本管はポンプアップで送るといふ本管で、この工事じゃないんですけど県のほうで行うと。その前段としてその本管のマンホールポンプへ自然流下で落とすための東浜南側から東浜北側、図面の上から下側への自然流下で東浜北側のマンホールポンプに集めるという二重の管路になるというふうにお聞きしておりますけど、その辺で間違いはないのか。そして、その二重の管路になるという非常に何か素人が考えると不経済な感じもするんですが、その二重に管路にすることを、例えばマンホールポンプを東浜南側とか、間に1カ所とか、そういった形で増やして自然流下を管路を減らすという方法もあるのではないかなと思います。その辺の経済比較がされた上での設計であるのかどうかということだけ簡単に御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、今回の施工区間におきましては、この図面にはございませんけど、立て坑、要するにマンホールを9基構築いたしますが、このマンホールに各家庭からの汚水を接続するための管渠を開削工により布設いたします。そのマンホールに集まった汚水を推進工により布設した管渠により、町道平床岩磯線と大寿賀横田線の交差点に、これは県が布設いたしますけど、そのマンホールに自然流下で集めて、そのマンホールから処理場の方向へポンプより圧送するというものでございます。この圧送管につきましては、県が布設するというものでございます。

それとマンホールポンプにつきましては、地形や自然流下方式、圧送方式等いろいろございますけど、事業計画の段階において、この区間全体を配置箇所を基本として、周辺現況等を考慮して設置できる箇所に設置する計画としております。その際には、イニシャルコスト及びランニングコスト、いわゆるトータルコスト等の検討を行いまして、マンホールの位置を決定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 前段で、この総合評価方式の入札方式のことであろうというふうに私は

感じたんですが、公平性が保たれておるかということでございますが、これは、公平性はきちんと保たれておるといふふうに思っております。また、総合評価方式の趣旨をわきまえてということでございましたが、当然のことながら、総合評価方式を採用しておるといふことについては、総合評価方式の趣旨をわきまえて、今、実施をしておるといふことでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 調査結果の報告でございます。5月15日に報告をされております。議事録につきましては、合議制ということで議事録は残しておりません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 低入札調査結果、落札ということで決定しておりますけれども、要するに、この金額でやりますよということで、入札した後に変更契約と、増額の変更があると、なされているような傾向が多々見受けられますので、今後はまた増額変更等については慎重に対応をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号平成29年度久賀・大島処理区（三蒲）管路施設整備工事第1工区の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて平成29年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 平野 和生

署名議員 松井 岑雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員